共同責任としてみたアファーマティブ・アクション

氏名：山田克
名列番号：
学籍番号：
指導教員：足立英彦
提出日：2022 年 1 月 13 日

論文要旨

本論文では、近年様々な場面において問題となり、時には大きな活動になるまで発展しているアファーマティブ・アクションについて、共同責任という観点から検討を行う。まず第１章においては、歴史的に虐げられてきた集団に対してその地位を向上させることを目的とするという、一般的なアファーマティブ・アクション概念を確認することによって、今後の議論の方向性を示す。そして第２章ではアファーマティブ・アクションがどのような理由によって肯定されるのかを示し、その中でも過去の過ちの補償としての共同責任という概念について、本稿において主に検討するということを決定する。そこで第３章においては共同責任について批判的に捉える考えとして道徳的個人主義などを取り上げ、それに対する再反論として物語的な考え方や連帯の責務という概念を確認する。第４章ではさらに連帯の責務について、その前提となるコミュニティ概念について検討を行うことにより、共同責任という概念を明確に定義することを試みる。そして第５章において、共同責任の観点から実際にアファーマティブ・アクションはどのようにして行われるべきなのかということを検討する。

目次

はじめに
第１章　アファーマティブ・アクションの定義
　第１節　広義のアファーマティブ・アクション
　第２節　アファーマティブ・アクションの抱える問題
第２章　アファーマティブ・アクションを肯定する根拠
　第１節　偏りの補正
　第２節　多様性の促進
　第３節　過去の過ちの補償
第３章　共同責任をめぐる議論
　第１節　道徳的個人主義
　第２節　自由で独立した自己
　第３節　コミュニティの要求
　第４節　物語的な考え方
　第５節　連帯の責務
第４章　コミュニティ概念の検討
　第１節　一般的なコミュニティ概念
　第２節　サンデルのコミュニティ観
　第３節　コミュニタリアニズムのコミュニティ観
　第４節　自由を実現するコミュニティ
第５章　実践におけるアファーマティブ・アクション
　第１節　試験におけるアファーマティブ・アクション
　第２節　作為を求めるアファーマティブ・アクション
おわりに

はじめに

現代社会において、アメリカを中心に運動が広まったブラック・ライヴズ・マターを始めとした、特定の人種・民族・性別等に属する者たちの地位を向上させるべきであるという主張が活発になされるようになっている。現状の日本では在日韓国人・朝鮮人などに対する差別が問題となっているほか、性別については高校入試や大学入試などの場面において、性別によって合格点が異なっているのではないかということが問題となっており、決して無関係なものではなく、積極的に議論すべき事柄であるといえる。上記のような主張は一般にアファーマティブ・アクションと呼ばれるものであるが、本稿ではこのアファーマティブ・アクションについて、正当化の根拠を考察することにより、これがどのような性質を持つものなのかを明らかにしたうえで、実際に行われている場面についてその是非を検討することを目的とする。よって第一に一般的なアファーマティブ・アクションの定義を示したうえで、これを行うことについての批判意見とそれに対する応答を確認することによって、定義をより明確なものにすることを行う。次いでこの定義に従って実際にアファーマティブ・アクションとして行われている事柄について検討をすることで、これをどのようにして実行すべきか、ということを検討する。

第１章　アファーマティブ・アクションの定義

この章では、一般的なアファーマティブ・アクションの定義を確認するとともに、その問題について区別を行い、今後の議論の方針を示すことを行う。

第１節　広義のアファーマティブ・アクション

まずアファーマティブ・アクションは、広義として「人種・性別などを代表とする歴史的に差別を受けてきた集団について、その機会を増進するために行うあらゆる積極的努力」として定義できる。そしてその正当化の根拠としては、時代と共に変化してはいるものの現在では「過去における差別の是正」や「多様性の確保」にあるとされる[1]。この点については、第２章において詳しく取り上げる。

第２節　アファーマティブ・アクションの抱える問題

一方でアファーマティブ・アクションはいくつかの問題を抱えており、これは道徳的問題と法的問題の二つに大別できる。このうち法的問題については、主に「機会の平等」だけで

---

[1] 岡本葵・藤田英典「アメリカにおけるアファーマティブ・アクションの展開：制度・争点・課題」国際基督教大学学報. I-A 教育研究 51 号（2009 年）94 頁。

なく「結果の平等」までも達成させる必要があるのかという点についてのものであるといえるが、この点については本稿では扱わない。

そして、道徳的問題としてマイケル・サンデルは、企業の雇用や大学の入学選考において人種や民族を考慮すべき理由について、アファーマティブ・アクション支持者は主に三つの理由を挙げているとしている。その三つとは、標準テストで生じる偏りの補正、多様性の促進、過去の過ちに対する補償である[2]。次章では、これらの理由についての検討を確認する。

第２章　アファーマティブ・アクションを肯定する根拠

本章ではアファーマティブ・アクションを肯定する３つの理由についてそれぞれ確認することを行うが、偏りの補正及び多様性の促進については、本稿においてはその主張を概観するにとどめることとする。

第１節　偏りの補正

ここでは大学における入学選考を例にとるが、選考において人種や民族などが考慮される理由の一つとして、入学試験で生じる偏りを補正するということが挙げられる。まず大学の入試は、将来の学業等においてより優秀な成果を上げることを期待できる人間を選抜するためにこれが行われていると考えることができる。そうであるとすれば、同じ点数を取った学生であっても、例えば都会の名門校出身の学生よりも地方の公立校出身の学生のほうが、将来性があると判断することは妥当な結論であるといえる。なぜならば、試験において獲得した点数が同じであれば、より悪い学習環境においてその点数を出した学生の方が、より良い学習環境であった学生に対して、学習環境ごとの相対的な比較によれば優秀であるということが言えるからである。この例のように、将来においてより良い結果が出せるかについては、試験における点数だけでなく、個人の人種的、民族的、経済的背景を踏まえてテスト結果を評価すべきであるといえるし、大学は学業面で最も有望な学生を合格させるべきだという考えとも合致する[3]。

本稿においては、この点については問題として取り扱わない。教育の質については、これが家庭環境や地域の違いによって大きく左右されるものであるということが指摘されてお

---

[2] マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『これからの「正義」の話をしよう　いまを生き延びるための哲学』（早川書房、2011 年）266 頁。

[3] サンデル・前掲注（２）267-268 頁。

り[4]、この点を考慮せずに優秀な学生を選別するというのは、少なくとも考慮する場合と比べて正しい判断であるとは思えないからである。

第２節　多様性の促進

アファーマティブ・アクションは、多様性の促進により、社会的価値のある目的を達成するための手段であるという議論が存在する。すなわち、人種、民族、階級などに多様性を持たせることで知的・文化的視野が広がるということと、マイノリティに行政や知的職業などの分野での指導的役割を果たせるようにするという社会的価値があることを意味する。

このような多様性論に対する反論は主に二種類あり、一つ目は実践に関することである。これは、アファーマティブ・アクションとして人種優遇措置をとっても社会の多元性が高まることはなく、偏見や不平等は減るわけでもないし、それどころかマイノリティの自尊心を傷つけ、あらゆる場面で人種意識が高揚し、人種間の緊張が高まり、逆差別があるとの反発も起こるだろうというものである。

多様性論に対する反論の二つ目は原理に関することであり、人種や民族を基準とすることにより特定の個人の権利が侵害されているというものである。先と同じく大学入試を例にすれば、侵害される権利とは本人の力の及ばない要素で判断されない権利ということになる。しかしこれに対し権利を重視する法哲学者のロナルド・ドゥウォーキンは、アファーマティブ・アクションにおける人種の考慮は誰の権利も侵害していないとする[5]。彼によれば大学の使命は大学自身が定めるもので、選考基準も同様に大学が定めるものである。よって、学業面を唯一の基準として審査される権利はそもそも存在しない[6]。

このような反論に対しては、大学の使命は自由に決定できるのか、決定が自由でないとしても多様性の促進を使命とするのは正当といえるか、などの疑問が存在するが、これらの点については立ち入らず、少なくとも反論を退けるだけの根拠はあるということに留めておくこととする。

第３節　過去の過ちの補償

---

[4] 東洋経済 education×ICT 編集チーム『「都市 vs 地方」生まれによる教育格差の深刻度』(2021 年)　https://toyokeizai.net/articles/-/410789
（2022 年 1 月 12 日）

[5] Ronald Dworkin, “Why Bakke Has No Case,” *New York Review of Books*, vol.24, November 10, 1977.

[6] サンデル・前掲注（２）269-275 頁。

アファーマティブ・アクションには、過去の過失の賠償としての性質があるといえる。これは、差別的な扱いにより不利な立場に追いやられてきた者たちに対して、そのような不正と今に続く影響を補償する形で、便益を分配しようというものである[7]。

しかしこのような補償論には反対する人が多いのではないだろうか。直観的に考えるとわれわれは過去の、自身とは無関係の人々の行ったことにまで責任を負う必要はないし、実際に差別されてきた人々に対して直接に補償をすることもできないからである。さらに進めて考えてみると、もし補償論が正しいとすれば、生まれながらにして何らかの責任を負うことになる人間が一定数存在するようになる場合もあり得るが、このような不自由を強いることまでも正しいといえるだろうかということも問題となり得る。

補償論としてのアファーマティブ・アクションについての論点は、前の世代が犯した過ちを償う道徳的責任が存在するかということになり、この責任の有無は、共同責任という概念にかかってくる[8]。本稿はこの共同責任について検討を行うことで、共同責任を果たすためには、アファーマティブ・アクションがどのような性質を持てばよいのかを明らかにすることを試みる。よって次章では、共同責任についての議論を確認することとする。

第３章　共同責任をめぐる議論

本章では、まず共同責任についてこれを否定する立場の主張と肯定する立場の主張をそれぞれ確認したうえで、両者のうちどちらが妥当なものであるかの検討を行う。ここでは、どのようにして人間の自由を認めるのかということが主な争点となっている。

第１節　道徳的個人主義

サンデルは、歴史上の不正への謝罪に反対する人が持ち出す、原理に基づく主張に注目する。これは、現存する世代は前の世代が犯した過ちについて謝罪する立場にはないし、現実問題として謝罪できないという主張である。このような主張は、不正について謝罪できるのは何らかの形で関わった人だけであるというような責任の認識によるもので、道徳的争点を正しく理解している者であるといえる。そのうえで、現在の世代が先祖の罪に対して道徳的責任を持つという考え方を拒否するからこそ、上記のような主張が行われるといえる。

こうした反対論の根底にあるのが、われわれは自分がすることにのみ責任を負い、他人の行為にも、自分の力のおよばない出来事にも責任はないという考え方である。この考え方は、「道徳的個人主義」と呼ぶことができる。サンデルはこのような道徳的個人主義の持つ自由観、すなわち自由であるとは自らの意思で背負った責務のみを引き受けることであり、他人

---

[7] サンデル・前掲注（２）268 頁。

[8] サンデル・前掲注（２）269 頁。

に対する義務は必ず何らかの合意に基づくという考えが、魅力的なものであるとしている。われわれは従前の道徳的束縛から解き放たれており、一人ひとりの自由な選択がわれわれを拘束する唯一の道徳的責務の源であるといえるためである[9]。

道徳的個人主義の考え方は、一見すると確かに魅力的である。しかし、共同責任について考える場面においては、誰にとっても魅力的なものであるとは言えないのではないだろうか。つまり、道徳的個人主義を支持するのは歴史的な不正について補償をする可能性のある人々であって、補償を受ける可能性のある人々がこのような主義を支持する可能性は低いということである。なぜなら、個人としては何の対価も支払わずに得られるかもしれない便益を自ら放棄することになるからである。そうすると、道徳的個人主義が正しいというためには、少なくともその自由観の魅力が、補償を受けうる側の人間が得られたはずの便益よりも強力なものでなければならないといえる。一方で、共同責任を肯定したとしても、人間の自由が保障されるということが言えるのであれば、こちらの立場の方が道徳的個人主義よりも妥当であるというように考えることができる。

第２節　自由で独立した自己

それでは、道徳的個人主義による自由観とはどのようなものであるのかについて従来の議論として、同意と自由な選択という考え方について確認することとする。

自己選択の原型の一つは、ジョン・ロックが生み出したものである。彼は、正当な統治は合意に基づかなければならないと主張する。なぜなら、われわれは自由で独立した存在であって、父権的権威や神から授かった王権に従うのではないと考えるためである[10]。次いでイマヌエル・カントは、自由について以下のように定義した。自由とは自律的ということであり、自律的とはみずから与えた法により統治されることだ、というものである。その後、ジョン・ロールズはカントの自律的自己の概念を取り入れ、無知のベールに覆われた仮説的同意という概念を生み出している。カントやロールズの発想は、道徳的行為者を独自の目的や愛着から独立した存在と考える点で共通する。これは、道徳法則を望む、あるいは正義の原理を選ぶ際には、われわれは自分の役割やアイデンティティを考慮しないということを意味する。こうして自らを自由で独立した自己としてみれば、歴史的不正の賠償をする責務がその他の責務よりも大きいとは言えなくなる[11]。

さらにカントとロールズは、善についての考え方から正を導き出す正義論について異議を唱える。二人は、正は善に優先する、つまりわれわれの義務と権利を定める原理は、善き

---

[9] サンデル・前掲注（２）332-335 頁。

[10] ジョン・ロック（加藤節訳）『統治二論』（岩波書店、2007 年）

[11] サンデル・前掲注（２）336-338 頁。

生についての考え方に基づくべきではないと主張する[12]。彼らがこのように考えたのは、このような正義論によれば、自ら善を選ぶ余地が与えられないように思えてしまうからであろう。彼らにとって人間は、自由に選択できる自己であり従前の道徳的束縛から自由であるべき存在であって、だからこそ善き生の概念に対して正義は中立的であるべきだと考えるのである[13]。

サンデルは中立を求める正義論の魅力について、多元的社会にあふれかえる道徳的・宗教的論争に政治と法律を巻き込まずにすむという希望を抱かせるものである、と説明する。さらに、このような正義論は、自分を束縛する唯一の道徳的責務を決めるのは自分自身であるという、人間についての独善的な考え方も見て取れるともしている。そのうえで、彼はこの自由観には欠陥があると指摘する[14]。次節では、この欠陥とは何なのかについて、コミュニティの概念と共に確認していくこととする。

第３節　コミュニティの要求

サンデルは上記のような自由観による、自由に選択できる負荷なき自己という理想に対して異議を唱える。自分自身を自由で独立した自己として理解し、自ら選ばなかった道徳的束縛にはとらわれないとすれば、われわれが一般に認め、重んじられてさえいる一連の道徳的・政治的責務の意義が分からなくなるという。そしてこの責務には連帯と忠誠の責務、歴史的記憶と信仰が含まれるとし、それらはわれわれのアイデンティティを形作るコミュニティと伝統から生まれた道徳的要求であるとする。一方でこのようなコミュニティの要求は抑圧となりうることから、人間の自由を奪うことになるとの批判がある。それでは、コミュニティの道徳的要求を認めたうえで人間の自由を実現することはできるだろうか[15]。

第４節　物語的な考え方

アラスデア・マッキンタイアはこの問いに対する解答となり得るものとして、人格の物語的な考え方を提唱する。

まず物語的というのは、マッキンタイアによる美徳の定義の中に現れる表現である。彼は善の目的論的な実現を可能にする特質を、美徳と規定する[16]。美徳とは、「実践」の観点によってのみ規定されるのではなく、一つの全体として把握される「統一的人生」について考え

---

[12] カント（波多野精一ほか訳）『実践理性批判』（岩波書店、1979 年）138-139 頁。
ジョン・ロールズ（矢島鈞次ほか訳）『正義論』（紀伊國屋書店、1979 年）164 頁。

[13] サンデル・前掲注（２）340-345 頁。

[14] サンデル・前掲注（２）345-346 頁。

[15] サンデル・前掲注（２）346-347 頁。

[16] アラスデア・マッキンタイア（篠崎栄訳）『美徳なき時代』（みすず書房、1993 年）234 頁。

られるべきであり、人間はその統一的人生を共同脚本家として一つの「物語的歴史」を書いていると考えるものであるとする。つまり「善き人生」の観点により美徳を規定するのである。そしてさらに、美徳には、実践や一人の物語的人生に関わるものだけでなく、これら二つに、必要な歴史的文脈を与える諸伝統を支えるものとならなければならないとする[17]。

マッキンタイアにとって道徳的熟慮とは、みずからの意志を実現することではなく、自らの人生を解釈することであるとする。また物語的説明は、私の人生をその一部とするより大きな人生の物語の内部における省察や、その物語についての省察が、道徳的熟慮にどのように含まれるかを示しているという。彼は、人は所属するコミュニティの過去から様々な負債、遺産、正当な期待、責務を受け継いでいるとし、それらが人生に与えられたものであり、個人の道徳的出発点になるとしている。

またマッキンタイアは、個人主義が自己は社会的・歴史的役割や立場から切り離せるという誤った前提に立つと指摘する。私の人生の物語は常に私のアイデンティティの源であるコミュニティの物語の中に埋め込まれており、人は過去を持って生まれるものであるから、自己を過去から切り離そうとするのは自分の現在の関係を歪めることになると批判するのである[18]。

第５節　連帯の責務

それでは、道徳的個人主義のような自己を自由に選択できる存在としてみる立場と、マッキンタイアのような物語的な考え方をする立場とでは、どちらの立場をとるのが良いのだろうか。サンデルはこの点について、道徳的・政治的責務についてどちらがより説得力のある解釈をしているかという基準により答えを出そうとしている[19]。

まず道徳的個人主義などの、リベラルな立場の考え方によれば責務の生じ方は二種類しかないことになる。人が本来的に持っている自然的義務と、合意の上で受け入れる自発的責務の二つである。自然的義務とは普遍的なものであって合意を必要としないものである。これには例えば、敬意をもって人に接すること、正義を行い、残虐行為を避けることなどが含まれる。このような義務はカントの言う自律的意志、ロールズの言う仮説的社会契約から生じるとされることから、合意がなくとも生じる義務とみなされるのである。そして、合意を必要とする義務が、自発的責務と呼ばれるものである[20]。この責務は、先に道徳的個人主義の説明として述べた、自らの意思で背負った責務のみを引き受けるといった考えに対応するものである。

---

17 菊池理夫・小林正弥『コミュニタリアニズムの世界』（勁草書房、2013 年）249 頁。

18 サンデル・前掲注（２）347-351 頁。

19 サンデル・前掲注（２）351 頁。

20 サンデル・前掲注（２）351-352 頁。

ところが、このような責務の生じ方が二種類しかないとする考え方にはいくつかの問題があると考えられる。まず、ロールズの主張するように無知のベールを前提とする場合であっても、コミュニティの存在を前提としなければ、互いに責務を負うことは導けないのではないかということである[21]。自然的義務や自発的責務の成立にコミュニティの概念が必要だとすれば、後述するコミュニティの要求としての責務を引き受けず、自然的義務のみを受け入れることは許されるのだろうかという問題が生じる。これを肯定するためには、このような摘み食い的な考えを認める特別の根拠が必要ということになろう。もう一つの問題は、国民一般には政治的責務は存在しないという帰結が導かれることである。言い換えれば、国民は同胞に対して、不正を行わないという普遍的・自然的義務以上の特別な責任は負わないことになる[22]。

一方で物語的な考え方によれば、前述の二つの責務に加えて、家族や仲間、同胞などに対してわれわれが互いに負う特別な責任として連帯の責務が生じると考えることができる。連帯の責務は個々人が互いに負うものであるから個別的なものであり、一定の歴史を有する人間に対する責任として同意に基づかずに生じるものである。この責務が、道徳的に重みがあるといえるのは、私の人生の物語は他人の人生の物語とかかわりがあるという、位置ある自己をめぐる道徳的省察によるものである[23]。

このように連帯の責務の存在を認める場合、リベラルな立場の考え方はこのような特別な責任の存在を認めないということになり、この点について欠陥があるといえる。それでは、連帯の責務はその存在を認めることが妥当な概念であると言えるだろうか。以下ではこの点を検討していくこととする。

まず連帯の責務に対しては、集団的利己主義であるとか同族を優遇する偏見の表れであるなどの批判があり得る。しかし、連帯の責務は内向きだけでなく外向きの責任も生じさせるものである。まず内向きというのは、例えば家族を他人より優遇することや愛国心による自国の優遇などがこれに当たる。一方で外向きの責任は、歴史的不正への集団的謝罪と補償などといった形で表れるものであり[24]、アファーマティブ・アクションも、この外向きの責任として扱うことができるものである。このように考えると、集団的利己主義や同族の優遇などといった批判は妥当ではないことが分かる。

次に、正義についてどのように考えるかという違いについてみると、まずリベラルな立場では、人間の義務と権利を定義する正義の原理は、善き生をめぐって対立する構想の全てに中立でなければならないことになる。なぜなら、善き生を前提とした考え方によると、自由の入る余地がないように見えるからである。これに対し物語的な考え方のように、個人の善

---

[21] 菊池・前掲注（１６）181-182 頁。

[22] サンデル・前掲注（２）352-353 頁。

[23] サンデル・前掲注（２）353-354 頁。

[24] サンデル・前掲注（２）357-368 頁。

について考えるには、自己のアイデンティティが結びついたコミュニティの善について考える必要があるとすれば、リベラルな立場のような中立な姿勢は妥当でないことになる[25]。

この点について、コミュニティの要求する連帯の責務が、人間の自由を認める余地を残したものであるとすれば、リベラルな立場の主張には理由がなく、連帯の責務の存在を認めることができるようになるはずである。そこで、次章においてはコミュニティの概念を確定させることを通じて、連帯の責務が人間の自由をどの程度制限するものなのかについて検討することとする。

第４章　コミュニティ概念の検討

本節では、コミュニティという捉えにくい概念について、複数の分類方法を比較することを通じてその定義を確定することを行う。

第１節　一般的なコミュニティ概念

コミュニティという語は、一般には地域性および、共通の文化や集団経験といった共同性にもとづき結びついた人間関係の在り方を示すものであるが、二十世紀以降、コミュニティは社会的に共有されるアイデンティティの源泉としてその在り方が見直されるようになった概念である[26]。次節以降では、コミュニティについてサンデルによる定義とコミュニタリアニズム[27]による定義を比較することで、この概念を定義することを試みる。

第２節　サンデルのコミュニティ観

サンデルは、「道具的」、「情感的」、「構成的」と三つに分けられたコミュニティ観を示している。ここで「道具的」なコミュニティの在り方とは、個人主義者などが私的目的を追求する手段・道具としての在り方を指す。次に「情感的」なコミュニティの在り方とは、人々が最終目的を共有して協力し、時に補い合いながらそれぞれの利益を追求するための枠組みを指す。そして「構成的」なコミュニティの在り方とは、家族や地域社会などの、コミュニティの善が人格に深く入り込みコミュニティが個人のアイデンティティの一部を構成する、という在り方を指す[28]。

第３節　コミュニタリアニズムのコミュニティ観

---

[25] サンデル・前掲注（２）377-380 頁。

[26] 菊池・前掲注（１６）161-162 頁。

[27] 共同体主義とも呼ばれる、コミュニティの価値を重視した政治思想。

[28] 菊池・前掲注（１６）182-183 頁。

一方でコミュニタリアニズムによるコミュニティの分類は、いくつかの異なる枠組みによることができるが、ここでは先述のサンデルによる分類に沿う形のものとして、主に人格的関係による分類を扱うこととする。この場合コミュニティ観は、地域性と共同性を特徴とする包括的な基礎集団としてのコミュニティと部分的な機能集団としてのアソシエーション、さらに両者の中間に属するアソシエーショナル・コミュニティとコミュナル・アソシエーションの四つに大別されることになる。それぞれについて詳しく見ると、まずコミュニティとは、個人の意思に先行して生成される自然発生的で基礎的・人格的な共同体の在り方であり、コミュニティとの相互作用によって個人の内面には共通善とも呼ぶべき社会的な価値の共有がなされ、コミュニティへの帰属を前提とした根源的な自己アイデンティティが構成される場である。これに対してアソシエーションとは、個人の自発的意思によって結成される意図的で機能的・非人格的な結合であり、互いの確立されたアイデンティティを前提として、相互作用はあくまで個人間の即物的な関係としてなされ人々の内面には作用しないものとして扱われる。続いてアソシエーショナル・コミュニティは、本来は道具的・目的的な集団であるが、個人に先立ち存在し、半ば運命的な所属を余儀なくさせ、個人の内面やアイデンティティの構成に影響を及ぼす集団である。そしてコミュナル・アソシエーションとは、自発的に結成されるもので、所属するかは個人の自由であるが、コミュニティのように共同性が集団特性として顕著に実現され、それによる共通のアイデンティティ意識が成員間に高められている集団を指す[29]。

第４節　自由を実現するコミュニティ

それでは、まずサンデルによる分類とコミュニタリアニズムによる分類との類似点から見ていくこととする。サンデルによる三つのコミュニティ観はそれぞれ、以下のようにコミュニタリアニズムによる分類と対応している。すなわち「道具的」コミュニティ観はアソシエーション、「情感的」コミュニティ観はコミュナル・アソシエーション、そして「構成的」コミュニティ観はコミュニティ及びアソシエーショナル・コミュニティと対応関係にある概念であるといえる[30]。

このように、両者の分類は概ね似通った区別の仕方をしているように見える。ところが、サンデルと一般的なコミュニタリアンとでは、この分類の中において重要視する対象が異なっているといえる。

まず、コミュニタリアンの側についてみると、コミュニタリアンが重視する「コミュニティ」とは、その成員の原則として全員が「共通善」を追求するものであるとして定義されるものであるといえる。ここでいう「共通善」とは、あるコミュニティの成員全員がそれを維持していくために必要となる共通に持っている価値であるとともに、共通に目指していく

---

[29] 菊池・前掲注（１６）171-173 頁。

[30] 菊池・前掲注（１６）182-183 頁。

価値を指すものである。このように「コミュニティ」を定義すると、先に述べたコミュニティからアソシエーションの分類については、これら全てが重要視される「コミュニティ」に該当するといえることになる[31]。

これに対して、サンデルが重要視するのは、「構成的」なコミュニティ観のみであるといえる。これは、「道具的」コミュニティ観は他者を目的・手段としてしまうため、共有のために自己と他者の境界線を緩めることができないこと、「情感的」コミュニティ観はその実現のためにコミュニティの善が自己の内面により根本的に状況づけられている必要がある、つまり結局は「構成的」コミュニティ観によらなければならないこと、といったような批判があるためである[32]。

このような違いは、人間の自由の存在を重要視しているかどうかによると思われる。サンデルは、コミュニティを無条件に尊重し、万能の用具とするようには考えていない。彼によればコミュニティを重視するのは、あくまで価値中立的なリベラリズムに対する「負荷なき自己」批判と、公共的な対話に基づく美徳の涵養による人格形成と共通善の形成という観点によるのである[33]。このような考えによると、コミュニティは個人の人格形成と共通善の形成を行うための基底となる概念ではあるものの、必ずしもコミュニティの善に従わなければならないとは言えず、個々人についてこの善について再考する余地が残されていると考えることができる。そうすると、コミュニティが「共通善」の追求を要求することによって、個人の自由が侵害されるのではないかといった批判を退けることが可能となるのである。

以上のことから、サンデルによるコミュニティ観を前提とした連帯の責務によれば、ある程度の人間の自由を認めることが出来ると分かる。よって、連帯の責務に対するリベラルな立場からの批判を退けることが出来るのであるから、この責務はその存在を認めるべき概念であるといえる。そこで、次章においてサンデルによるコミュニティの考え方を前提としたアファーマティブ・アクションについての検討を行う。

第５章　実践におけるアファーマティブ・アクション

ここまでは、アファーマティブ・アクションのうち過去の過ちの補償という性質に注目し、この性質を肯定する共同責任について議論を進めてきた。そしてこの点について、コミュニティの要求する連帯の責務を認めることで、道徳的個人主義者などリベラル派からの人間の自由が入る余地がなくなってしまうという批判も退けることが可能となることが分かった。それでは、実際に行われているアファーマティブ・アクションについて、これを共同責

---

[31] 菊池・前掲注（１６）349-350 頁。

[32] 菊池・前掲注（１６）182-183 頁。

[33] 菊池・前掲注（１６）185-186 頁。

任による過去の過ちの補償としてみた際に、正当なものであるといえるかについて検討を行う。

第１節　試験におけるアファーマティブ・アクション

本節では、入学試験や採用試験において人種や民族、性別などによって優遇を行うことについて取り上げる。このような扱いをすることは、共同責任の考えに適うものといえるだろうか。

ここで重要になってくるのは、誰がアファーマティブ・アクションを行うことを決定するかである。これらの試験において特定の人種や性別を優遇するかどうかを決定すべきなのは、企業や大学の側であるといえる。これは、過去の過ちを補償する責務が存在するかどうかは、その責務を負う可能性のある人間が考えるべきであるという、これまでの議論によるものである。そしてこのように考えることは、試験を受ける人間の自由もある程度保障することにも繋がっている。企業や大学の側に特定の集団を優遇するかの決定権があるということは、優遇をする企業とそうでない企業とが併存するといった状況を許すことになる。そうすると、共同責任の考えを受け入れるものは前者を、受け入れない者は後者を選択するということが可能となる。このような状況であれば、個々人がコミュニティの要求する責務について個別に考え、その中で連帯の責務といったものは負うべきでないという結論に至った人間がいたとしても、その者の自由を大きく制限しているとは言えないことになるのである。

一方で、試験を受ける側の人間が特定の集団を優遇するように企業や大学に求めることには、自由の観点から問題があるといえる。このような要求を許してしまうと、企業等は一律に特定の集団を優遇しなければならないという状況に陥ってしまう。この場合において、共同責任を受け入れない者の自由は著しく制限されることになってしまうのである。そうすると、第３章で述べたような道徳的個人主義などのリベラルな立場からの批判を退けることは難しくなってしまうのである。

以上のことから、入学試験や採用試験におけるアファーマティブ・アクションは、これらが大学・企業の側から自発的に行われるものである場合に、共同責任の考えに適うものになるといえる。

第２節　作為を求めるアファーマティブ・アクション

本章第１節でも述べたように、特定の集団についての優遇を積極的に求めるといった行為には自由の観点から問題があるといえる。つまり、共同責任という概念によって、ブラック・ライヴズ・マターやフェミニズムなどの、特定の集団の地位向上を目的とする活動を肯定することは難しいのである。

一方で、現代のコミュニタリアニズムの議論においては、フェミニズムとコミュニタリアニズムの関係について、両者は対立するものでなく、思想的に近いものであるとの考えも提

起されている。まず、両者の対立という点については、現代コミュニタリアニズムによればコミュニティの内部では権力が発生しないとされていることから、既存の権力構造を批判することができないという主張がフェミニズムの側からなされている。これに対してコミュニタリアニズムの立場からは、共通善の概念によって権力批判を行うことができるとの反論が行われている。また、近年では女性のケアの重要性から家族生活を重視するフェミニズムが増えてきているとの議論があり、このような主張を行う立場はフェミニン・コミュニタリアニズムと呼べるのではないかとの指摘がなされている[34]。このように、共通善の追求を重視する立場によれば、特定の集団の地位向上を目的とする活動も、妥当なものであると考えることができる。

しかし、共通善の追求を目的とすることは人間の自由を認めることと相容れない考えであるというのは、先述したとおりである。そうすると、積極的に作為を求める形で行われるアファーマティブ・アクションは、人間の自由を認める余地を残した共同責任によっては肯定することができないが、共通善の追求を重視する場合にはこのような活動も適当なものであるといえる、ということになる。

おわりに

これまでの議論では、アファーマティブ・アクションと呼ばれる行為について、共同責任という捉えにくい概念を中心とした検討を行ってきた。そうした中で特に問題となっていたのは、コミュニティの要求する責務と人間の自由という一見すると両立しえないような概念について、どのようにこれらを併存させるかといったことである。サンデルはこの問いを解決する概念として「負荷を持ちつつも自由な自己」を提示しており、本稿でもこれが妥当な考えであるとして扱ってきた。ところが、私はこの概念によっては実際に行われているアファーマティブ・アクションの全てを肯定することは難しいというように結論付ける。これは、共同責任が対立しそうな二つの考えの中間を取った概念であり、そのためにこの概念により保障される行為の範囲が狭まってしまったことによると考えられる。よって残る課題としては、どのようにしてこの保障される範囲を広げていくかといったことが挙げられる。

---

[34] 菊池・前掲注（１６）351-353 頁。

参考文献・資料

・アラスデア・マッキンタイア（篠崎栄訳）『美徳なき時代』（みすず書房、1993 年）
・岡本葵・藤田英典「アメリカにおけるアファーマティブ・アクションの展開 : 制度・争点・課題」国際基督教大学学報. I-A 教育研究 51 号（2009 年）
・カント（波多野精一ほか訳）『実践理性批判』（岩波書店、1979 年）
・菊池理夫・小林正弥『コミュニタリアニズムの世界』（勁草書房、2013 年）
・ジョン・ロールズ（矢島鈞次ほか訳）『正義論』（紀伊國屋書店、1979 年）
・ジョン・ロック（加藤節訳）『統治二論』（岩波書店、2007 年）
・東洋経済 education×ICT 編集チーム『「都市 vs 地方」生まれによる教育格差の深刻度』（2021 年） https://toyokeizai.net/articles/-/410789
・マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『これからの「正義」の話をしよう　いまを生き延びるための哲学』（早川書房、2011 年）
・Ronald Dworkin, “Why Bakke Has No Case,” [1997] New York Review of Books.